

グループ保険のご案内

(災害保障特約付団体定期保険)

ふたつの保障!

●●●●●
法人(事業主)が企業福祉の
充実(役員・従業員の保障)
としてご加入になれます。



●●●●●
従業員個人がご家族へ
の思いやりとしてご加入
になれます。



お役に立っています グループ保険
令和5年度(R5.1.1~R5.12.31)保険金お支払実績
17件 4,166万8,250円

※【契約概要】【注意喚起情報】はP13~P14に記載しています。
ご加入前に必ずご確認ください。

申込締切日	責任開始期(加入日)
令和6年9月20日(金)	令和7年1月1日(水)

〔加入手続き等に関するお問い合わせ先〕

明治安田生命保険相互会社

大阪本部 大阪総合法人部 法人営業第二部

ご照会窓口 06-6208-5406

受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00

市工連

公益社団 法人 大阪市工業会連合会

〒536-0005

大阪市城東区中央3-5-61 城東区複合施設1階

電話(06)6931-8501

FAX(06)6931-8502

<http://www.shikoren.jp/>

意向確認【ご加入前のご確認】

グループ保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度のポイント

●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金としてお支払いします。

掛金と保障額						
加入対象区分	月額掛金 (概算)	申込金額				
		一般の死亡 または 高度障害 死亡・ 高度障害保険金	不慮の事故に よる死亡または 特定感染症に よる死亡 死亡保険金 +災害保険金	不慮の事故に よる高度障害 高度障害保険金 +障害給付金 【給付割合表第1級】	不慮の事故に よる身体障害 (程度により) 障害給付金 【給付割合表 第2級～第6級】	不慮の事故による 5日以上入院 (120日を限度として) 入院給付金
本人	円 11,625	万円 1,500	万円 2,250	万円 2,250	万円 75～525	円 11,250
	10,850	1,400	2,100	2,100	70～490	10,500
	10,075	1,300	1,950	1,950	65～455	9,750
	9,300	1,200	1,800	1,800	60～420	9,000
	8,525	1,100	1,650	1,650	55～385	8,250
	7,750	1,000	1,500	1,500	50～350	7,500
	6,975	900	1,350	1,350	45～315	6,750
	6,200	800	1,200	1,200	40～280	6,000
	5,425	700	1,050	1,050	35～245	5,250
	4,650	600	900	900	30～210	4,500
	3,875	500	750	750	25～175	3,750
	3,100	400	600	600	20～140	3,000
	2,325	300	450	450	15～105	2,250
	1,550	200	300	300	10～ 70	1,500
配偶者	2,325	300	450	450	15～105	2,250
	1,550	200	300	300	10～ 70	1,500

※記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3カ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。

※掛金は年齢に関係なく、一律です。

※記載の掛金には、当グループ保険制度運営事務費(65円)が含まれております。制度運営事務費は概算であり、今後変動する可能性があります。

※掛金は参加企業が前月25日までに事務局に納付するものとします。(第1回目は令和6年12月25日まで)個人負担の掛金の払込方法および開始時期については各工産業会へお問い合わせください。

加入形態〈保障額〉 年齢別の最高保障額は以下のとおりです。

年 齢 令和7年1月1日現在	保 険 金 ラ ン ク			
	本 人		配偶者	
	新規加入	継続加入	新規加入	継続加入
満15歳～満60歳	1,500万円まで	1,500万円まで	300万円まで	300万円まで
満61歳～ 満65歳・満70歳	700万円まで	700万円まで		
	役員のみ 700万円まで			
満71歳～満79歳 (役員のみ)		300万円まで		

継続加入の取扱い

- 一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で満70歳（令和7年1月1日現在）まで継続加入できます。
なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
- ただし、令和7年1月1日現在満61歳以上の本人については、最高保険金が700万円となりますので、同額を超える保障額にご加入いただいている場合は700万円以下に減額いただきます。
- また、令和7年1月1日現在満71歳の本人については、継続加入いただけない（保障が終了する）ため、これまでの加入内容を印字した申込書はお届けしておりません。ただし、その本人が役員の場合は300万円を限度として継続加入いただけますので、ご希望の方は新規に加入申込書をご記入のうえご提出ください。
- 被保険者を同一として、掛金を法人（事業主）負担と個人負担の両方で加入する場合であっても一人あたりの最高保険金は1,500万円でかわりないため、両加入による合計保険金が1,500万円を超えないよう調整のうえご加入願います。

加入取扱いに関する注意

- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険

金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、1枚目を事務局宛ご提出ください。(掛金を法人負担とする場合と個人負担とする場合で、申込書が異なりますので、ご注意願います)

継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。申込書のご提出がない場合は現在と同額継続となります。

申込締切日

令和6年9月20日(金) 事務局必着

保険期間

1年間(令和7年1月1日～令和7年12月31日)で以後毎年更新します。

保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場

合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。

配当金

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、

将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。なお、個人宛配当金は、配当総額から送金手数料・システム開発費等に見込まれる一定額を控除したうえで計算します。

加入資格



新規(増額)加入をされる場合は、必ず、ご確認のうえお申し込みください。

本人…会員に属する企業の役員および従業員で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年1月1日現在満15歳以上、満65歳までの方。(継続の場合は満70歳までの方)(役員は満70歳までの方が新規加入でき、満79歳まで継続できます。)

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年1月1日現在満18歳以上、満65歳までの方。(継続の場合は満70歳までの方)

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者共通

【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

《別表》

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

※市工連会員に属する企業の役員・従業員およびその配偶者以外の方はご加入いただけませんので、ご注意ください。

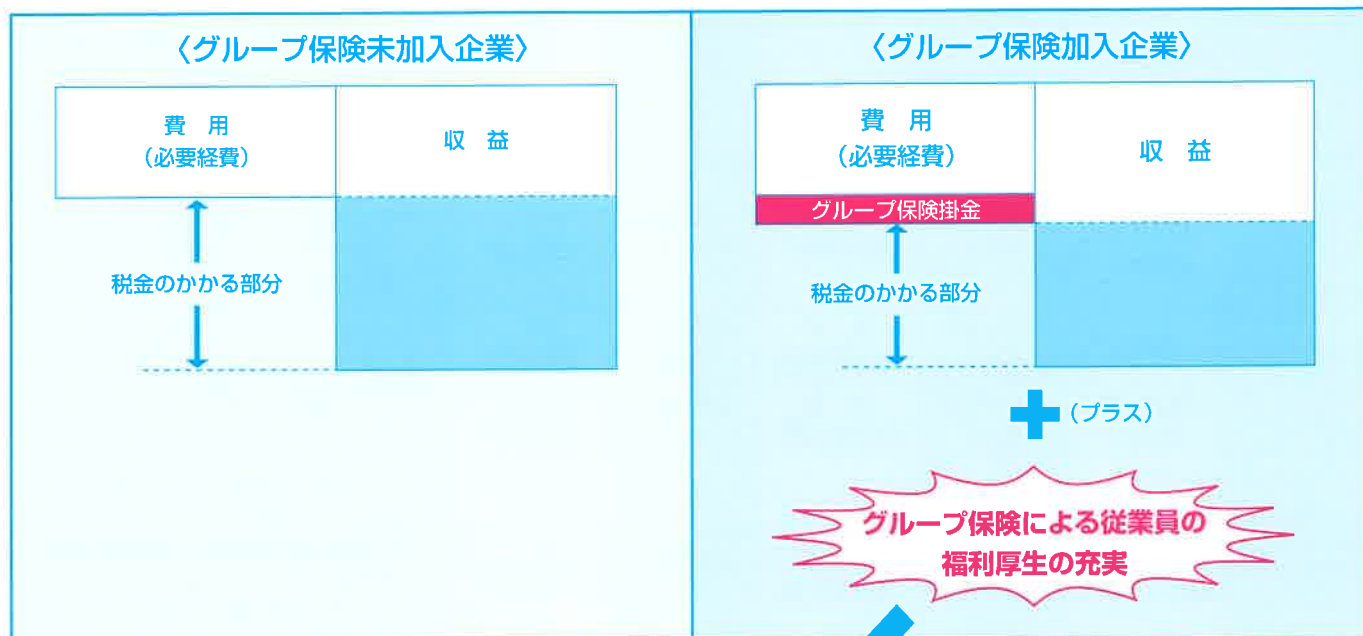
法人(事業主)が掛金を負担して加入する場合、以下をお読みください。

ポイント① 企業福祉(役員・従業員の保障)が充実します

ポイント② 掛金※¹は原則損金扱いとなります

ポイント③ 医師の診査はいりません(簡単な告知のみ)

ポイント④ 1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合、配当金としてお支払いします



※1 当グループ保険の掛金には、保険料以外に制度運営事務費が含まれます。詳細は所轄税務署にお問い合わせください。

A企業（10名）の加入例

	保険金額	人数	月額掛金 (概算)
社 長	1,500万円	1名	11,625円
役 員	700万円	1名	5,425円
従 業 員			
(20年以上)	500万円	1名	3,875円
(10年以上)	400万円	1名	3,100円
(2年以上)	300万円	3名	6,975円
(2年未満)	200万円	3名	4,650円
合 計		10名	35,650円

従業員のヤル気が企業を発展させます。役員・従業員の保障がいざという時、会社を守ります。



税法上の取り扱い

契約形態			法人(会社・商店)が負担した掛金の会計整理	被保険者からみた掛金の取り扱い	受取人が死亡保険金を受け取った場合の取り扱い	
契約者 (掛金負担者)	被保険者	保険金受取人	会計整理	課税関係	会計整理 (所得の種類)	備 考
法人	役員	法人	損 金	課税関係を 生じない	雑収入 (益金)	・ 会社が受取保険金を死亡退職金として支出すれば、過大(役員の場合)でない限り損金となり、雑収入(益金)と相殺される。 ・ 本人の死亡保険金は法定相続人1人につき500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
法人	使用人	法人				
法人	役員ならびに 使用人	法人				
法人	役員 (特定の使用人等含む。)	被保険者の 相続人	損 金 (役員報酬)	役員報酬 (使用人給与)	みなし 相続財産	・ 本人の死亡保険金は法定相続人1人につき500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
法人	使用人	被保険者の 相続人	損 金 (福利厚生費)	非課税扱い となる	みなし 相続財産	・ 本人の死亡保険金は法定相続人1人につき500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
法人	役員ならびに 使用人	被保険者の 相続人	損 金 (福利厚生費)	非課税扱い となる	みなし 相続財産	
法人	役員・ 使用人の家族	役員または 使用人	損 金 (福利厚生費)	非課税扱い となる	一時所得	・ 本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

死亡保険金・高度障害保険金について

- 死亡保険金受取人を事業主等とする場合には、新規加入・内容変更の際に、制度内容(保険金額、保険金受取人等)について、新規加入・内容変更対象者全員にご加入者となることに対する同意確認が必要となります。
- 新規加入・内容変更者となることに同意した全員の記名、押印のある名簿(申込書)をご提出いただけます。
- 保険金・給付金の受取人が事業主の場合、保険金・給付金のお支払いに際し、ご加入者の遺族またはご加入者の了知が必要となります。

- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。
ただし、法人(事業主)が掛金を負担して加入する場合は、被保険者の同意を得たうえで、法人(事業主)を死亡保険金受取人とすることができます。
- 高度障害保険金の受取人は被保険者です。
ただし、法人(事業主)が掛金を負担して加入する場合は被保険者の同意を得たうえで、死亡保険金受取人とすることができます。

市工連会員企業および団体の役員・従業員さまは当保険にご加入いただけます。

役員・従業員個人が掛金を負担して加入する場合、以下をお読みください。

従業員さまのご家族への思いやり…

**もし、あなたや配偶者に万一(死亡・高度障害)
の事があったら**



ポイント① お手頃な掛金！

死亡保険金200万円あたりの**月額掛金(概算)**は**1,550円**とお手頃。
会社で**給与天引**または**集金**されるため、口座管理が不要。

ポイント② 充実した保障！

200万円から1,500万円まで100万円刻みの**死亡・高度障害保険金**をご準備。

ポイント③ 配当金還付！

1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合、配当金をお支払い。



(過去3年間の配当実績)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配当率	17.549%	12.527%	16.445%

- ・この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しの仕組みになっています。
- ・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払い

を約束するものではありません。

- ・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

ポイント④ 簡単な告知加入！

医師の診査は不要。簡単な告知のみでご加入。



保険会社からのお願い・ご注意

<保険金・給付金のご請求について>

- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。

- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

—死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください—
指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。